平成２５年（フ）第２０号
新潟市江南区曽野木１丁目26番１号
債務者　清水　輝一
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
新潟地方裁判所民事部

平成２４年（フ）第４１７号
愛知県江南市藤ケ丘２丁目１番地１　江南団地19棟108号、申立時の住所愛知県一宮市時之島字塚北26番地３
債務者　市山　大輔
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第２３号
愛知県一宮市木曽川町玉ノ井字大縄場七ノ切９番地４　ＳＰＡＣＥＶ103号
債務者　田中美恵子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第４０号
愛知県一宮市木曽川町里小牧字寺東117番地グランシャリオ２―Ｄ号
債務者　関口由香里
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２５年（フ）第３１号
大阪府泉佐野市松風台２丁目16番８号
債務者　北谷　真雄
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第３９号
大阪府泉佐野市湊４丁目１番47―410号、前住所大阪府阪南市桃の木台６丁目11番地の２
債務者　市原　大作
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４３号
大阪府岸和田市土生町９丁目11番23―101号
債務者　西野　**隆**子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４５号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番２―904号
債務者　夛田布美子
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４６号
大阪府岸和田市下池田町３丁目13番２―904号
債務者　夛田美知代
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第４９号
大阪府泉佐野市下瓦屋５丁目12番９号
債務者　植野　育代（旧姓岡本）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５０号
大阪府貝塚市澤755番地３
債務者　髙松　利光
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５２号
大阪府泉佐野市長滝2357番地の１泉佐野長滝住宅２―212
債務者　吉元　直美
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２５年（フ）第５６号
大阪府阪南市箱作1735番地の１―２棟202号
債務者　鍋島　直樹
1　決定年月日時　平成25年２月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
大阪地方裁判所岸和田支部破産係

平成２４年（フ）第５２１号
奈良県桜井市大字辻67番地
債務者　曽路里光輝
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第８号
奈良市佐保台西町63番地の１　リベ・グラート平城山ステーションフロント803号
債務者　渡邊　留美（旧姓中武）
1　決定年月日時　平成25年２月15日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
奈良地方裁判所

平成２５年（フ）第１１号
香川県高松市庵治町642番地６
債務者　岩﨑由美子（旧姓川崎）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２５年（フ）第１２号
香川県東かがわ市黒羽646番地１
債務者　冨永　時子（旧姓吉川）
1　決定年月日時　平成25年２月20日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年４月17日まで
高松地方裁判所破産・再生係